

被扶養者の国内居住要件(令和2年4月～)

健康保険法の一部が改正され、令和2年4月1日より被扶養者の認定要件に「日本国内に住所を有すること(日本に住民票があること)」(以下国内居住要件という)が追加されました。これに伴い健康保険法施行規則等を改正する省令が交付され、具体的な国内居住要件の例外や届出に必要な添付書類について発出されましたので、以下をご確認ください。

国内居住要件を満たす人

日本に住所(住民票)がある人

※原則として住民票の有無(住民基本台帳に住民登録されているか)によって判断

国内居住要件の例外となる人

日本に住所(住民票)がなくても例外として被扶養者となる人

例外として認められる事由と添付書類の例	
例外として認められる事由	添付書類の例(添付いただくのは全て写し)
① 外国において留学をする学生	ビザ、学生証、在学証明書、入学証明書等
② 外国に赴任する被保険者に同行する者	ビザ(原則、家族帯同ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等
③ 就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 (観光、保養又はボランティア活動等)	ビザ、ボランティア派遣機関の証明、ボランティア参加同意書等
④ 被保険者の海外赴任中に出産・婚姻等で身分関係が生じた者であって②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等

注) 確認書類が外国語で作成されたものであるときには、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。